

質問回答票

意見・質問 1 : 「事業番号 87 総合教育相談室・適応指導教室」について (小林委員)

[質問内容]

平成 30 年度の「適応指導教室に通う児童生徒数」の目標 95 人に対して、達成値が 119 人だったので、評価は A ということですが、平成 30 年度の目標人数を 95 人にした根拠について教えてほしい。

平成 29 年度の進行管理表によれば、「適応指導教室に通う児童生徒数」の達成値は 125 人。そして、平成 30 年度以降の方向性として「拡大」と記されている。

また、文部科学省の調査によれば、平成 29 年度のさいたま市の不登校児童生徒数は、小学生が 269 人、中学生は 850 人となっており、小・中学校共に「さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」が策定された当時と比べて増加している。

これらの点を考えると、平成 30 年度の「適応指導教室に通う児童生徒数」の目標値は少なくとも 125 人以上にする必要があったのではないか。

[前回回答]

文部科学省の「適応指導教室整備指針 (試案)」では、「指導員は、通所の児童生徒の実定員 10 人に対して少なくとも 2 人程度置くことが望ましい。」と示されております。本市の適応指導教室では、6 か所において 18 名の指導員が指導を行っており、通室生の受け入れ人数は 90 人程度となります。

現在、不登校児童生徒数は増加傾向にあるため、より多くの児童生徒を受け入れられるように運営の工夫をしているところです。しかし、施設のスペースの関係で、受け入れられる人数には限界があり、様々な課題を抱えた通室生一人ひとりに必要な支援を実施するための指導員の体制などの現状から考えると、目標値が適切な数値であると考えております。

また、不登校児童生徒への支援については、教育相談室の指導主事等が学校を訪問したり、フリースクール等の関係機関との連携を図ったりするなど、さらに充実を図ってまいります。

(教育委員会事務局／学校教育部／総合教育相談室)

[再質問内容]

平成 29 年度の進行管理表では「適応指導教室に通う児童生徒数」の達成値が 125 人に設定されており、平成 30 年度以降の方向性として拡大と記載されていた。それにも拘らず、質問回答票では通室性の受入れが 90 人程度となることから A 評価としている。

評価が A、B、C のどれにあたるかではなく、この事業についての課題が何かを考えることが大切。

平成 29 年度に 125 人の子どもを受け入れておいて、実際は 90 人しか受け入れられないということであれば、所管課としては、どうしてもっと受け入れられるかについて尽力してほしい。

また、平成 30 年度にどのようなことが行われているかわからない。

[再質問回答]

市内 6 か所の適応指導教室では、入室を希望し、必要と認められる児童生徒については全員を受け入れるようにしております。昨年度においても、指導員を調整したり、活動の工夫を図ることで、より多くの児童生徒を受け入れることができました。

さらに、適応指導教室では、授業型支援やタブレット端末を活用した学習を取り入れるなど、通室生の支援の充実を図っております。

今年度につきましても、入室を希望する児童生徒を受け入れられるように、指導員の調整や活動の工夫を行い、より多くの児童生徒を受け入れ、支援を行えるように努めてまいります。

意見・質問 2：「事業番号 139 スクールソーシャルワーカー活用事業・スクールカウンセラー等活用事業」について（小林委員）

〔内容〕

スクールソーシャルワーカーの配置について、平成 30 年度は、31 名（小学校に 14 名、教育相談室に 17 名）のスクールソーシャルワーカーを配置したそうだが、早期発見・早期対応の観点から考えると、小学校に配置する割合をもっと増やしたほうがよかったのではないかと。

また、令和元年度はスクールソーシャルワーカーを 11 名増員したそうだが、令和元年度の配置状況はどのようになっているのか。

〔前回回答〕

スクールソーシャルワーカーの配置について、平成 30 年度は、小学校に 14 名、市内 6 か所の教育相談室に 17 名を配置し、市立の全ての学校に派遣できる体制としました。令和元年度は、11 名増員し、小学校に 24 名、教育相談室に 18 名を配置しております。

教育委員会としても、早期発見・早期対応が重要であると捉え、小学校への配置を拡充しております。

（教育委員会事務局／学校教育部／総合教育相談室）

〔再質問内容〕

スクールソーシャルワーカーの配置について、どうして小学校に 14 名、教育相談室に 17 名という割合だったのか。

また、令和元年度についてはソーシャルワーカーを増員するとあるが、小学校だけでなく、教育相談室にも配置されており、小学校配置の割合が増えていない。配置の根拠について伺いたい。

〔再質問回答〕

スクールソーシャルワーカーの配置事業は、平成 28 年度から始まった新しい事業であり、スクールソーシャルワーカーの育成が大きな課題となっております。そこで、新規採用のスクールソーシャルワーカーについては、市内 6 か所の教育相談室に配置し、精神保健福祉士の資格を持つ常勤職員から年間を通して、指導を受けられる体制を整え、育成強化を図っております。本市スクールソーシャルワーカー 2 年目の者から、小学校へ配置を行うようにしております。

意見・質問 3 : 「事業番号 4 9 里親制度」について (半田委員)

[内容]

里親の委託率について、国が示した「新しい社会的養育ビジョン」により、3歳未満の乳幼児については概ね5年以内、それ以外の就学前児童については概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年をめどに里親委託率50%以上を実現する幼稚園・保育園から小学校に上がる際の変化が緩やかになるように、提言されている。

さいたま市における乳幼児の里親委託率について伺いたい。

[回答]

本市における3歳未満の乳幼児の里親委託率は、平成31年3月31日現在で28.0%となっております。

なお、参考までに3歳未満の乳幼児を除く就学前児童の里親委託率は、平成31年3月31日現在で48.5%、学童期以降の児童の里親委託率は、平成31年3月31日現在で40.1%となっております。

(子ども未来局/子ども家庭総合センター/児童相談所)

意見・質問 4 : 「保幼小連携」について (佐々木委員)

[内容]

幼稚園・保育園から小学校に上がる際の変化が緩やかになるように、引き続き保幼小連携について進めてほしい。

保育者、学校の先生も忙しいとは思いますが、双方参観や研修会への参加を促進するとともに、作成したパンフレット(『育ちと学びの「縦」・「横」』のつながり)については保育者のみならず、小学校低学年を担当する先生にも配布できればより理解が深まると感じる。

[回答]

幼稚園教育要領や保育所保育指針等の改訂に伴い、小学校教育との接続に当たっての留意事項に、『小学校の教師との意見交換や合同研修の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有する』と位置付けられており、保幼小連携の推進は重要な事業であると位置づけています。

さいたま市では、子ども未来局と教育委員会が連携し、昨年度以上に「公開保育研修会」や「保育者小学校等体験研修」といった、保育者と小学校教諭間の合同研修会を通じ、一層の連携が図られるよう参加を促進しています。

御指摘いただいた『育ちと学びの「縦」・「横」のつながり』の配付については、各小学校へ10部配布しましたが、配付のみで終わらず、保育者・小学校教諭へ十分浸透させる必要もあります。資料の説明の機会や活用状況の把握と併せ、小学校への配布部数等も含めた保幼小連携のあり方について引き続き検討していきます。

(子ども未来局／幼児未来部／幼児政策課)

質問回答票

意見・質問 5：第 2 期さいたま市子ども・子育て支援事業計画骨子案
「子ども・若者の課題」に関して（小林委員）

[内容]

卒業年 (各年 3 月)	さいたま市公立中学校を 卒業した者の人数	進学も就職もしなかった者	
		人数	卒業者に占める割合
平成 27 年	10,734 人	55 人	0.51%
平成 28 年	10,780 人	71 人	0.66%
平成 29 年	10,756 人	46 人	0.43%
平成 30 年	10,631 人	70 人	0.66%

(文部科学省「学校基本調査」を基に作成)

上の表は、さいたま市の公立中学校を卒業した者の中で、進学も就職もしなかった者の人数と割合を示したもの。

(※表は文部科学省「学校基本調査」を基に委員が作成)

義務教育を終えた後に、所属する場所を見出せずにいる子どもたちがさいたま市にも相当数いることに胸を痛めている。

骨子案 P 59 の「子ども・若者の課題」の中で「中学校を卒業した後に進学も就職もしなかった子どもたちが相当数いる」ことを明記し、さいたま市全体で今後の課題として共有し、その解決に向けて検討していくべきだと考えるがいかがか。

また、これらの子どもたちが新たな所属場所（さいたま市若者自立支援ルーム等）に参加できるようになるまで、寄り添い見守っていく支援機関は整備されているのか教えてほしい。

[回答]

委員御指摘のとおり、文部科学省が公表している学校基本調査から、さいたま市内の公立中学校を卒業した者のうち、進学や就職をしていない者が毎年存在しているという現状について、市としても認識しているところでございます。

進学や就職をしていない者のうち、どこかに所属したいが困難である等、支援を必要としている方に対して、さいたま市では現在、次のような取り組みをしております。

《地域若者サポートステーションさいたま》

「働いてみたいけど、何から始めればいいのか分からない」等の悩みを抱えた若年者等を対象として、個々の課題に合わせた支援計画を作成し、セミナーや相談等を通じた就労・自立への支援を実施しています。

平成 30 年度の 16 歳（平成 30 年 3 月中学校卒業者）の施設利用者は 4 人おり、支援機関の一選択肢となっています。

(経済局／商工観光部／労働政策課)

《こころの健康センター》

さいたま市在住の方を対象に、ひきこもりや依存症、思春期等の精神保健福祉相談を受けており、個別の状況にあわせた支援を行っています。

(保健福祉局／保健部／こころの健康センター)

《若者自立支援ルーム》

社会生活を営むうえで困難を有する、市内在住で、義務教育終了後から 30 歳代までの若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑な自立が果たせるよう支援を行っています。

現在若者自立支援ルームの利用者で、中学校卒業後、進学も就職もしていない利用者は、当時通学していた中学校のさわやか相談員の方からの紹介から、利用につながりました。

若者自立支援ルームは平成 25 年度に開設し、継続して事業を実施していますが、「さいたま市子ども・若者支援ネットワーク」にて、各関係機関等へ周知を行っているものの、未だ市内の公立中学校に広く周知されていない状況にあります。

今後、1 人でも多くの、このような困難を抱える若者の支援につなげられるよう、市内の各公立中学校等に「若者自立支援ルーム」について周知を行ってまいります。

(子ども未来局／子ども育成部／青少年育成課)